

【第42号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 27
不服2022-006216	のむシリカ	32	Z (拒絶)	【商標法3条1項3号, 4条1項16号】 第32類「シリカを含有する飲料水」 →商品の品質等を表す。
【査定要旨】「飲むことでシリカを摂取することができる商品」を認識させ、商品の品質、特徴を表示させる。				
【審決要旨】「シリカ」が体に欠かせない成分として注目されており、それを含有することをうたう飲料が広く流通している実情がある。 【例】「飲むミネラル」、「飲むコラーゲン」、「飲むカルシウム」、「飲むヒアルロン酸」等				
そうすると、本願商標を指定商品「シリカを含有する飲料水」に使用するときは、「飲む(ことで経口で摂取できる)シリカ」程度の意味合いを認識、理解させ、単に商品の品質(摂取方法、成分)を表示するにすぎない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 257
不服2024-006999	ワスレナイ	9,35,4 2	Z (拒絶)	【商標法3条1項3号】 →商品の品質等を表す。
【査定要旨】単に「うっかりしてすべきことをしないままにしないという効果を有する商品・同役務」のように、商品の効能や品質、役務の特徴や質を表すものとして理解、認識するにすぎない。				
【審決要旨】本願商標の指定商品及び指定役務の分野において、忘れないようにするための商品及び役務が提供されている実情が見受けられる。				
そうすると、第9類「スマートフォン、等」、第42類「オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供(SaaS)、等」に用いても、単に「忘れないようにするための商品及び役務」のように、商品の品質、役務の質を表すものとして理解、認識するにすぎない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 538
不服2024-650003	CURL	8	【類似】 Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 「CURL」×「カール\CARL」
【審決要旨】本願商標「CURL」は、「巻く。カールする。」等の意味を有する外来語として我が国で広く親しまれ、「カール」の称呼、及び「巻く。カールする。」の観念が生じる。				
他方、引用商標1は、「巻く。カールする。」等に通じる「カール」の文字からなるから、「カール」の称呼が生じ、「巻く。カールする。」等の観念が生じるものである。また、引用商標2は、「CARL」の欧文字からなり、辞書に載録がないことから、特定の意味合いを認識、理解させない一種の造語であり、「カール」の称呼が生じる。				
よって、両商標は、「カール」の称呼を共通にし、その他を総合的に判断すれば、類似の商標ということができる。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 654
異議2022-900288	MOMMY & KIDS マミー & キッズ	3	【類似】 Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 ①Mama & Kids ②ママ&キッズ
【審決要旨】本願商標「MOMMY & KIDS\マミー & キッズ」から、「マミーアンドキッズ」の称呼、「お母さんと子供達」の観念を生じ、他方、引用商標1「ママ&キッズ」から、「ママアンドキッズ」の称呼、「お母さんと子供達」の観念を生じる。 そうすると、外観において欧文字表記の有無、称呼において中間音における「ミー」と「マ」の音に相違があるが、<u>観念「お母さんと子供達」は完全に同一である。</u> 両商標の外観、称呼において多少の差異があるとしても、そのいずれにも相当の共通点を有し、観念において完全に一致するものであるから、両商標は、商品の出所について誤認混同を生じさせるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 379
不服2024-020467	さんすい苑	43	【非類似】 Y (登録)	【商標法4条1項11号】 「さんすい苑」×「山水園」
【審決要旨】本願商標「さんすい苑」からは、「サンスイエン」の称呼を生じ、特定の観念を生じない。また、引用商標「山水園」からは、その構成文字に相応して、「サンスイエン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。 そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼を同一にし、観念において比較することができないとしても、外観において判然と区別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 644
不服2025-002248	ベジタブル習慣	29,30	【非類似】 Y (登録)	【商標法4条1項11号】 「ベジタブル習慣」×「野菜習慣」
【審決要旨】本願商標よりは、その構成文字に相応した「ベジタブルシュウカン」の称呼が生じ、特段の観念は生じない。また、引用商標よりは、その構成文字に相応した「ヤサイシュウカン」の称呼が生じ、また、特段の観念は生じない。 してみれば、本願商標と引用商標とは、観念においては比較することができないものの、外観において明確に区別できるものであり、称呼において明瞭に聴別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。				